第5次県庁エコオフィスプラン



令和 3年 3月

(令和4年3月一部改訂)

長 崎 県

目 次

1. 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 目標年度	1
(2) 基準年度	1
(3)対象とする温室効果ガス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(4) 対象とする県の事務事業の範囲	1
(5) 目標	1
3. 取組方針 ······	2
4. 主な変更点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 推進方策 ·············	2
(1) 全庁的な推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 点検・評価の実施と公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料編	
1. 目標設定の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 具体的な取組事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 第4次県庁エコオフィスプランの実績と検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
【参考】	
■これまでの計画における二酸化炭素排出量と削減目標の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
■地球温暖化対策の推進に関する法律(関係部分抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6

1. 計画策定の趣旨

本計画は、県自らが地球温暖化防止に向けた取組を実行することにより、県の事務及び事業に関わる温室効果ガスの排出削減を図り、ひいては、県民及び事業者等の地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な行動を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき策定するものです。

2. 計画の目標

(1)計画期間

2021年度(令和3年度)~2025年度(令和7年度)

(2)目標年度

2025年度(令和7年度)

(3) 基準年度

2013年度(平成25年度)

(国の「地球温暖化対策計画」における基準年度)

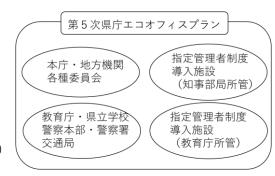


図1 対象とする範囲

(4)対象とする温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは二酸化炭素とします。

(5)対象とする県の事務事業の範囲

長崎県庁が行う全ての事務事業を対象とし、出先機関を含む組織及び施設、指定管理者制度導入施設を対象とします。ただし、外部へ委託して実施する事務事業は除きます。

(6)目標

県の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量を、2025 年度(令和7年度)までに、2013年度を基準年度として41%削減します。また、二酸化炭素排出量の削減に間接的に寄与すると考えられる「コピー用紙使用量」「廃棄物発生量」「廃棄物資源化率」についてもそれぞれ目標を定め、環境負荷の低減に努めます。

表1-1 取組目標(二酸化炭素排出量、コピー用紙使用量)

項目	基準年度 (2013 年度)	削減率 (基準年度比)	最終年度 (2025 年度)
二酸化炭素排出量	77, 225 トン	△41%	45,897 トン
コピー用紙使用量※	<u>129,524</u> 千枚	△16%	<u>108,800</u> 千枚

※下線部は令和4年3月に改訂した部分

表 1-2 取組目標 (廃棄物発生量、廃棄物資源化率)

項目	基準年度 (2019 年度)	削減率 (基準年度比)	最終年度 (2025 年度)
廃棄物発生量	1,503トン	△26%	1,118トン
廃棄物資源化率	44. 1%	_	60%

なお、二酸化炭素排出量の目標達成に向けた取組を進めるにあたって、部門別(「業務その他部門」、「運輸部門」)の削減目安は、以下のとおりとします。

表 2 二酸化炭素排出量の部門別削減目安

部門	基準年度 (2013 年度)	削減率 (基準年度比)	最終年度 (2025 年度)
業務その他部門	52,003 トン	△51%	25,660 トン
運輸部門	25, 222 トン	△20%	20,237 トン

3. 取組方針

定着している従来の省エネ取組の継続とともに、設備更新による高効率設備の導入や省エネ改修などを併せて推進し、併せて国が進めているエネルギーミックスの進捗を見込んだ上での環境に配慮した電気の契約に努めます。なお、具体的な取組事例については、資料を参考にしてください。

(主な取組内容)

- ①「長崎県庁環境マネジメントシステム(県庁 EMS)」により、各職場が所管する事務事業に おいて、引き続き日常的な取組を継続し、職員や職場の主体的な取組を促します。
- ②電気の供給を受ける契約について、入札参加資格の判定に二酸化炭素の排出に関する一定 の基準を設ける等により、環境に配慮した契約を推進します。
- ③事務所や道路・トンネルの照明の LED 化、空調機やオフィス機器の省エネ型機種への更新を推進します。
- ④各所属のエネルギー及び廃棄物の削減状況の見える化を行い、前年度よりも増えている所 属の削減取組を推進します。
- ⑤公用車の電動車等への更新を推進します。
- ⑥削減が進んでいない廃棄物の資源化率の向上を確実に推進します。

4. 主な変更点

- (1) 指定管理者制度導入施設の実績については、これまでの計画では目標設定に反映しておりませんでしたが、本計画から他施設と同様にこれまでの実績に基づき合算して目標を設定し、進捗管理を行うこととします。
- (2) 各所属のエネルギー及び廃棄物の削減状況の見える化を行い、前年度よりも増えている所属の削減取組を推進します。
- (3) テレビ会議システムを最大限活用することにより公用車による出張機会が減少することに 伴い、二酸化炭素排出量を削減します。

5. 推進方策

(1)全庁的な推進体制

- ①全庁的な推進体制は、21 長崎県環境づくり推進本部及び幹事会(事務局: 県民生活環境課) などを活用します。
- ②計画に基づき、各所管部局において、自主的・積極的に取組を推進するものとします。

(2) 点検・評価の実施と公表

取組状況の点検・評価及び公表は、「長崎県庁環境マネジメントシステム(県庁 EMS)」を 運用することにより実施します。

1. 目標設定の考え方

○二酸化炭素排出量

国の「地球温暖化対策計画」における削減目安(2030年度の二酸化炭素排出量が業務その他部門で40%減、運輸部門で28%減(いずれも2013年度比))を見据え、2013年度から2019年度までの実績を基に、長崎県としての2025年度における目標を設定する。

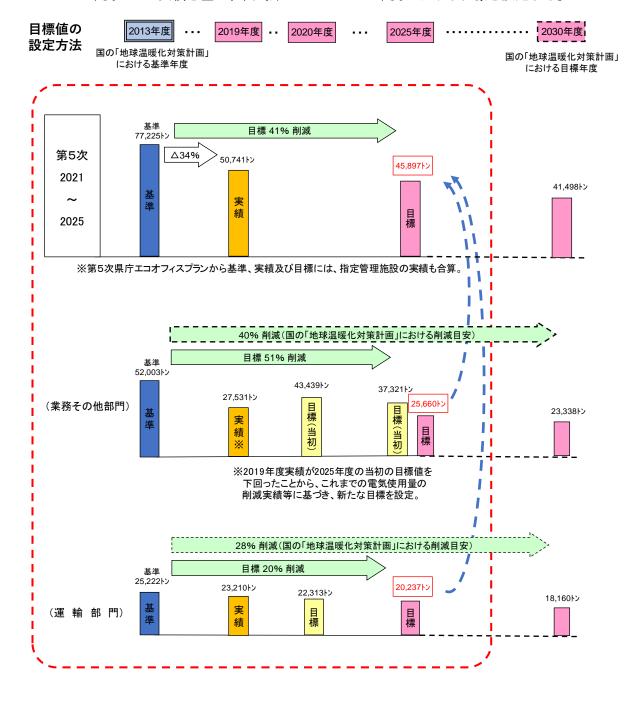


図1 二酸化炭素排出量の目標設定の考え方

注) 電力の排出係数の取扱について 第5次県庁エコオフィスプランでは、九州電力㈱の各年度実績算定用の係数を使用することとする。

○コピー用紙使用量

2016 年度から 2019 年度に 3%削減されたこと、本庁及び振興局等の機関では削減に向けた各種取組が行われていることを考慮し、2021 年度から 2025 年度までは毎年度 1 %削減するものとして、2025 年度は、2013 年度比で 16%の削減に努めるものとする。

なお、指定管理者制度導入施設を含めた基準年度(2013年度)実績については、指定管理者制度導入施設の2013年度実績が把握できないため、令和元年度の指定管理者制度導入施設と本庁及び振興局等の実績比により、本庁及び振興局等の実績に1.1%上乗せして算定している。

○廃棄物発生量

基準年度である 2013 年度から 2019 年度までの実績 (指定管理施設は 2017 年度からの実績) を踏まえて、2025 年度は、2019 年度比で 26%の削減を目指すものとする。

○廃棄物資源化率

第四次県庁エコオフィスプランの目標値(60%)が未達成(2019年度実績:45.4%(指定管理者制度導入施設を含めると44.1%))であったことから、引き続きこの目標の達成を目指す。

2. 具体的な取組事例

(1)日常的な省エネ取組の継続 ※下線部は新たな取組として記載。

これまで実施してきた日常的な取組を継続するとともに、新たな取組を加えエネルギー使用量等の削減を図る。

<電気使用量の削減に係る取組>

各種節電活動により、二酸化炭素排出量を約 27,000 トン削減(2013 年度比。以下、同じ)(業務その他部門 \triangle 52.2%) する。

一般的な事務活動	かに係	る各職員・職場で	の取組
		ワークライフバラ	ンスの実現に向けた定時退庁の推進
		こまめな消灯(昼	休みや時間外、日中、給湯室・トイレ・倉庫など)
		※消灯の程度の目	安
		時間帯	消灯の程度
照明		始業時間前	ていまな取用ナジル
		(時間外)	・不必要な照明を消灯
		執務時間帯	・窓側で充分な照度が確保できる場合は消灯
		昼休み	・廊下等の共用部分を含めて9割以上消灯
		パソコン使用に係	る節電(長時間の離席時、昼休みの電源オフ又は省エ
十つ , 7 1 1 1 1 1	ネ機能の活用など)		
オフィス機器		電力使用機器の節	電(昼休み・退庁時は主電源を切るか省エネ機能を活
		用、支障のないも	のはコンセントを抜く)

	・ 夏季(5 月~10 月)はネクタイを着用しないなどの軽装を励行し、冬季
	(12月~3月)は温かい服装等を励行する。
空調機	(クールビズ及びウォームビズの励行)
	・ 会議室などの個別空調は使用時のみ稼動させ、退室時には必ず電源が切
	れていることを確認する。
	・ 庁内 LAN 等を活用し、省エネに係る情報を提供する。
その他	・ 体調不良、荷物運搬、昇りの 6 階以上等の場合を除き、庁内のエレベー
	ターの利用を極力控える。

一般的な事務活動に係る庁舎管理者での取組		
照明	 ・ 照明器具はこまめに清掃し、性能保持に努める。 ・ 執務室内の照明器具は、それぞれに天候及び室内の状況に応じた適切な 点消灯の管理を行うため、個々に消灯できるようにする。 ・ 人感センサーの導入を推進する。 	
空調機	 窓に遮光フィルムを貼り付ける。 夏季(5月~10月)は室内温度を28℃程度、冬季(12月~3月)は室内温度を19℃程度になるよう設定する。 (クールビズ及びウォームビズの励行) 空調機のフィンやフィルターをこまめに清掃し、運転状態を良好に保つ。 冷暖房効率をあげるために、ブラインドやカーテンを活用し、吹出口の前面に冷暖気循環の障害になる物を置かない。 冷暖房は期間を定めるなど効果的に運転する。 	
オフィス機器	・ コピー機の集中管理を徹底し、設置台数を最小限に抑える。	
その他	 デマンド監視装置の導入等により使用電力削減の取組を強化する。 自動販売機設置台数の見直しや、省エネルギー型への転換について設置業者に協力を求める。 コーヒーメーカーや電気給湯ポットなどの電熱機器の使用を自粛し、使用する場合は給湯温度を適正に保つ。 温水洗浄便座は保温、温水の温度設定を下げ、未使用時はふたを閉める。 エレベーターが複数台ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。 	

特殊な業務活動	(試験検査、調査研究など) に係る取組
特殊業務用機器	・ 業務上支障のない範囲で電気使用量の削減に努める。
公共施設	・ 道路照明等、安全上支障のない範囲で電気使用量の削減に努める。

※来庁者等への配慮

空調機の設定温度及び照明の消灯については、来庁者や職員の健康維持及び安全性に配慮し、弾力的に運用する。

<燃料使用量の削減に係る取組>

車両や冷暖房機で使用する燃料使用量の削減により、二酸化炭素排出量を約3,600トン削減する (業務その他部門約1,700トン削減 (\triangle 3.3%)、運輸部門約1,900トン (\triangle 7.6%))。

各職員・職場での取組		
	・ 会議参加等の移動にはできるだけ公共交通機関を利用する。	
	・ テレビ会議システムを最大限活用することにより公用車による出張機会	
車両	が減少することに伴い、燃料使用量を削減する。	
平門	・ 車両を運転する職員はエコドライブ(ふんわりアクセル、加減速の少な	
	い運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなど)を実践する。	
	タイヤ空気圧、オイル、エアフィルターの点検・整備を実施します。	
	・ 夏季(5 月~10 月)はネクタイを着用しないなどの軽装を励行し、冬季	
冷暖房機	(12月~3月)は温かい服装等を励行する。	
	(クールビズ及びウォームビズの励行)(再掲)	
庁舎管理者での取	対組	
	・ 夏季 (5月~10月) は室内温度を 28℃程度とし、冬季 (12月~3月) は	
冷暖房機	室内温度を 19℃程度とする。	
	(クールビズ及びウォームビズの励行)(再掲)	

<省資源の徹底>

コピー用紙使用量を約20,498千枚削減(△16%)するほか、節水にも努める。'

各職員・職場での)取組
コピー用紙使用量の節減	 (ミスコピーの抑制) 複合機ID出力方式の活用により、ミスコピーを抑制する。 コピー機使用後は必ずリセットボタンを押すなどミスコピーの防止を徹底する。 (日常的なコピー用紙使用の抑制) 電子決裁など庁内LANを活用し、ペーパーレス化を図る。 両面印刷、集約印刷及び不要書類やミスコピーの裏面利用を徹底する。 各種資料は課内で共有し、資料の個人所有は最小限に止める。 ファクシミリについては支障のない範囲で送付状を省略し、送受信者名等は余白に記載する。 各職場においてコピー用紙使用量が増加傾向にある場合は、その理由を具体的に検証し、適切な対応に取り組む。 電子メールを活用することで、郵送による文書送付を必要最小限に止める。

	(会議開催に伴うコピー用紙使用の抑制)
	・ テレビ会議システム等の利用や資料の電子化により、会議資料のペーパ
	ーレス化を推進する。資料印刷・配布が必要な場合は簡素化及び共有化
	を図ることによりページ数や印刷部数を必要最小限に止める(議会関係
	資料も対象)。
	・ 会議開催に先だって配付した資料については、会議当日の配付を控える。
	(印刷物の抑制)
	・ 冊子、パンフレット、ポスター及び報告書等の印刷物については、PR
	効果等を勘案して必要最小限に止める。
	(押印・書面・対面手続の見直し)
	・ 行政手続のオンライン化やその前提となる行政手続きの抜本的な見直し
	を進めることにより、手続にかかるコピー用紙使用量の削減に努める。
その他	・ 節水に努める。

庁舎管理者での取	文組
	・ トイレの流水音発生装置、感知式の洗浄弁及び自動水栓など、節水に有
その他	効な装置の導入を推進する。
	・ 水道水の漏水が疑われる場合は速やかに点検及び修繕する。

<廃棄物の削減に係る取組>

廃棄物発生量が約720トン削減 (△40%)、資源化率が60%となるよう減量化、資源化に取り組む。

各職員・職場での取組

(持ち込みの抑制)

- 廃棄物の排出抑制(食材の使いきり、生ゴミの水切り)に努める。
- 不要な印刷物の受取、新聞折り込み広告を辞退する。
- マイ箸、マイボトル、マイバッグ持参に取り組む。

(減量化)

- ・ 使い捨て容器を使用した製品の購入を控え、詰め替え可能なものや簡易 包装の製品を選択するよう心がける。
- 両面印刷及び不要書類やミスコピーの裏面利用を徹底する。(再掲)
- 廃棄物の分別や減量化に努める。

減量化・資源化

廃棄物の

• 行政手続のオンライン化やその前提となる行政手続きの抜本的な見直し を進めることにより、提出書類等を削減し、最終的な書類廃棄量を減少 させる。

(封筒使用の抑制)

- 県機関相互の文書送付等にあたっては、使用済み封筒を活用する。
- 会議資料の配付にあたっては原則として封筒を配付しないこととし、配付資料の量が多い場合は出席者に袋などの持参を依頼する。
- 各機関において封筒を作成する際は導入コストも勘案のうえ「セパブル 封筒」の導入を推進する。

庁舎管理者での取組

廃棄物の 減量化・資源化

- 廃棄物の分別、排出量の把握等を行い、減量化や資源化に努める。
- 長崎県環境物品等調達方針を遵守する。
- 備品及び事務用品等については修繕等により長期使用を図る。
- 物品めぐりあいシステムを活用する。
- 機密文書については、リサイクル処理への転換に努める。

(2) 設備更新等による取組

県有施設等の設備更新を進め、エネルギー使用量等の削減を図る。

<電気使用量の削減に係る取組>二酸化炭素排出量を約 300 トン削減(業務その他部門△0.5%) する。

事務所関係				
照明器具	・ 照明器具に関して、LED 化を推進する。			
空調機	・ 空調機に関して、グリーン購入法に適合した機種への更新を推進する。			
ナファフ	・ パソコン、コピー機等に関して、最新の省エネ型の機種への更新を推進			
オフィス機器	する。			
その他	・ 新築建物の ZEB 化を推進する。			
道路関係				
トンネル照明	・ トンネル照明に関して、LED 化を推進する。			
道路照明	・ 道路照明に関して、LED 化を推進する。			
再生可能エネルギー関係				
太陽光発電な	どの再生可能エネルギーの活用を推進する。			

<燃料使用量の削減に係る取組>二酸化炭素排出量を約200トン削減(運輸部門△0.9%)する。

車両関係	
バス	・ 電動車等(電気自動車・ハイブリッド自動車等)への更新を推進する。
(軽油)	※交通局バスは、ハイブリッド自動車の導入を検討する。
八田本	・ 「長崎県環境物品等調達方針」に基づき、電動車等(電気自動車・ハイ
公用車(ガソリン)	ブリッド自動車等)への更新を推進する。 ※警察車両や特殊用途車両等以外は、業務に特に支障がない限り、電気
	自動車の導入を検討するものとする。

<省エネ改修の推進に向けた方策>

エネルギーの使用状況を調査し、エネルギーを大量に使用しているなどエネルギー消費量の削減効果が大きいと見込まれる施設を中心に、新たに省エネルギー診断を実施していきます。省エネルギー診断の結果に基づき、設備の運用・維持管理方法の見直し、エネルギー消費効率の高い設備の導入や更新を進めます。また、ESCO事業導入の可能性について検討し、実施可能な場合は導入を推進します。

<環境に配慮した電気の契約の推進に向けた取組>

電気の供給を受ける契約について、入札参加資格の判定に二酸化炭素の排出に関する一定の基準を設ける等により、環境に配慮した契約を推進する。

3. 第4次県庁エコオフィスプランの実績と検証

(1)計画の概要

①計画の期間

2017年度から2020年度(基準年度:2013年度)

②項目別削減目標

項目別の削減目標は表1のとおり。

表 1 項目別削減目標

項目		基準年度	削減率	目標年度	
		(2013 年度)	(基準年度比)	(2020 年度)	
二酸化炭素排出量		68,018 トン	22. 4%	52,805 トン	
	燃料の使用に伴う排出量	29,490 トン	3. 4%	28,478 トン	
	電気の使用に伴う排出量	38,528 トン	36. 9%	24,327 トン	
コピー用紙使用量		128,115 千枚	11%	114,022 千枚	
廃棄物発生量		1,796 トン	26%	1,326 トン	
廃棄物資源化率		45. 2%	_	60%	

(2)計画の対象

知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会(教育庁・県立学校)、人事委員会事務局、監 査事務局、労働委員会事務局、交通局、警察(警察本部・警察署)

- ※ 選挙管理委員会、収用委員会、漁区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は、関係課 に含む。
- ※ 公共事業のように民間に委託して行う事業や県有施設の管理一切を民間や市町に委託している事業 (施設管理において、通常の管理は委託しているものの、光熱水費などを県が直接支払っている場合を除く。) は含まない。
- ※指定管理施設については、本計画期間中は実績を参考値として、把握し、第5次エコオフィスプラン策定時の目標設定に反映することとした。

(3) 各項目の実績と検証

①二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量の目標達成状況は表2のとおりであり、経年推移は図2、表3のとおり。

■ 二酸化炭素 ■ 目標 実績 達成状況 基準年度(2013年度)排出量 68,018 トン 削減量 (2013 年度比) 13,879 トン 24,698 トン 達成 削減率 (2013 年度比) △20.4 % △34.3 % 達成 直近の排出量(2019年度) 54,139 トン 44,667トン 達成

表 2 二酸化炭素排出量の目標達成状況

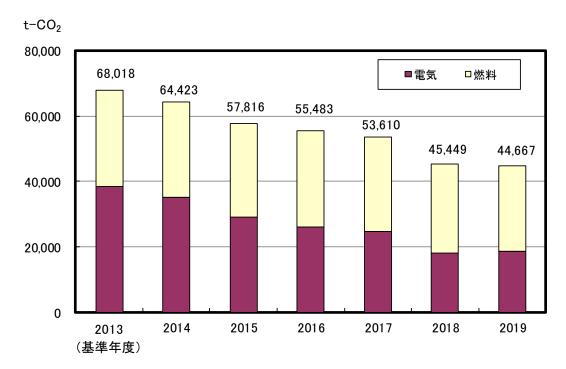


図 2 二酸化炭素排出量の推移 (電気の排出係数は各年度実績算定用の係数を使用)

表 3 二酸化炭素排出量の推移 (電気の排出係数は各年度実績算定用の係数を使用)

(単位:t-CO₂)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
二酸化炭素排出量	68,018	64,423	57,816	55,483	53,610	45,449	44,667
電気の使用に伴う排出量	38,528	35,135	29,209	26,122	24,792	17,944	18,534
燃料の使用に伴う排出量	29,490	29,288	28,607	29,361	28,818	27,505	26,133

2019 年度の県の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量は 44,667 トンで、内訳としては、電気 使用関係が 18,534 トン、ガソリン、軽油等の燃料関係が 26,133 トンとなっている。

項目別の割合をみると、電気が 41.5% (18,534 トン)、軽油が 42.0% (18,772 トン)、ガソリンが 9.6% (4,310 トン) となっており、これら 3 項目に係る排出量の合計だけで 90%以上を占めている。

表 4 2019 年度の二酸化炭素排出量の内訳

	内訳	2019年度実績	構成
=	酸化炭素排出量	44,667 トン	100.0%
	電気の使用に伴う排出量	18,534 トン	41.5%
	燃料の使用に伴う排出量	26,133 トン	58.5%
	軽油	18,772 トン	42.0%
	ガソリン	4,310 トン	9.6%
	A重油	956 トン	2.1%
	都市ガス	1,130 トン	2.5%
	灯油	593 トン	1.3%
	LPG	227 トン	0.5%
	ジェット燃料	130 トン	0.3%
	潤滑油	18 トン	0.0%

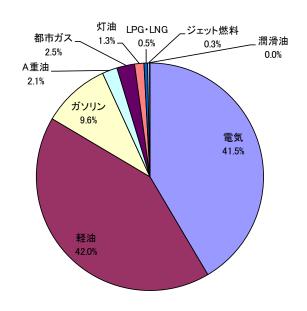


図3 2019 年度の二酸化炭素排出量の内訳

さらに、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量(18,534 トン)の内訳をみると、事務所が74.8%(13,864 トン)、トンネル・ダム等の施設管理が16.4%(3,038 トン)、街路灯が7.9%(1,466 トン)、信号機が0.9%(166 トン)となっている。

表 5 2019 年度の二酸化炭素排出量の内訳(電気使用)

内訳	2019年度実績	構成
二酸化炭素排出量(電気関係)	18,534 トン	100.0%
事務所	13,864 トン	74.8%
トンネル・ダム等の施設	3,038 トン	16.4%
街路灯	1,466 トン	7.9%
信号機	166 トン	0.9%

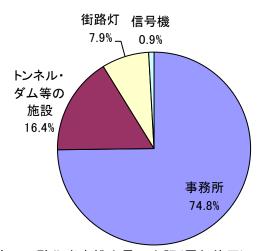


図 4 2019 年度の二酸化炭素排出量の内訳(電気使用)

基準年度である 2013 年度の県の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は 68,018 トンで、2016 年度及び 2019 年度における二酸化炭素排出量は、それぞれ 55,483 トン、44,667 トンである。2019 年度の二酸化炭素排出量は基準年度から 23,351 トン削減し、そのうち第四次エコオフィスプラン 期間中(2016 年度~2019 年度)の二酸化炭素排出量の削減量は 10,816 トンである。

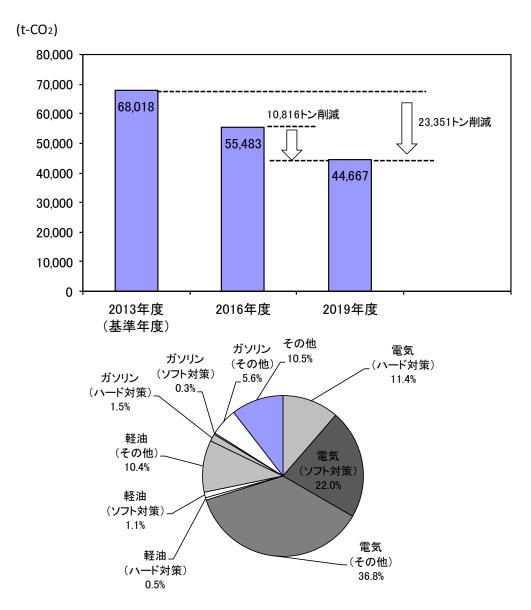


図 6 二酸化炭素排出量の削減量の内訳(2016年度~2019年度)

表 6 二酸化炭素排出量の削減量の内訳(2016年度~2019年度)

内訳	削減量	構成	その他の内訳	削減量	構成
電気(ハード対策)	1,229 トン	11.4%	A重油	329 トン	3.0%
電気(ソフト対策)	2,378 トン	22.0%	都市ガス	326 トン	3.0%
電気(その他)	3,981 トン	36.8%	灯油	377 トン	3.5%
軽油(ハード対策)	53トン	0.5%	LPG	48 トン	0.4%
軽油(ソフト対策)	120トン	1.1%	潤滑油	1トン	0.0%
軽油(その他)	1,128 トン	10.4%	ジェット燃料	54 トン	0.5%
ガソリン(ハード対策)	160トン	1.5%	計	1,135 トン	10.5%
ガソリン(ソフト対策)	31 トン	0.3%			
ガソリン(その他)	601トン	5.6%			
その他	1,135 トン	10.5%			
計	10,816トン	100.0%			

電気使用についてみると、設備更新等のハード対策による効果が 11.4%(1,229 トン)、節電行動等のソフト対策による効果が 22.0% (2,378 トン) であった。

電気使用はハード対策よりもソフト対策による削減効果が大きな割合を占めていた。

【ハード対策による削減効果】	
<電気>	
・照明の高効率化・LED 化	149 トン
• PC の更新	462 トン
・ 道路照明の更新	25 トン
・信号機の LED 化	138 トン
・庁舎の新設・廃止	455 トン
<軽油> ・車両の更新	53 トン
<ガソリン> ・車両の更新	160 トン

【ソフト対策による削減効果】

<電気>

- ・使用していない執務室の消灯 637 トン
- ・OA 機器のスタンバイモード活用等 637 トン
- ・クールビズ、ウォームビズ 1,104 トン

<軽油>

・エコドライブの実践 120 トン

くガソリン>

・エコドライブの実践 31 トン

【その他削減効果】

<電気> 7,985 トン

・デマンド監視装置活用による節電の徹底、空調の段階的稼動などの運用改善、昼休みの消灯、 電気ポット等の使用禁止など

<軽油> 1,128 トン

- ・燃料が軽油である調査船の廃船
- ・クルーズ船からの貸切バスの受注減少

<ガソリン> 601 トン

・自動車の走行距離の減少など

<A 重油> 329 トン

・農業用ハウスの減少など

<灯油> 377 トン

- ・農業用ハウスの減少
- ・暖房器具をエアコンへ切替など

②コピー用紙使用量

コピー用紙使用量については基準年度から減少傾向であり、基準年度である 2013 年度は 128,115 千枚であるのに対し、2019 年度は 113,386 千枚であり、基準年度から 14,729 千枚 (11.5%) 削減している。

■ コピー用紙使用量 ■	目標	実績	達成状況
基準年度(2013年度)使用量	_	128, 115 千枚	_
削減率 (2013 年度比)	△10.4%	△11.5 %	達 成
目標値(2019年度)使用量	114, 734 千枚	113, 386 千枚	達 成

表 7 コピー用紙使用量の目標達成状況



③廃棄物関係

2019 年度の廃棄物発生量は 1,447 トンで、項目別の割合をみると、紙類が 57% (828 トン)、その他可燃ごみ・生ごみ等が 27% (388 トン) となっており、これら 2 項目に係る発生量の合計だけで 84%を占めている。

なお、2017 年度の廃棄物発生量が増加した理由として、新庁舎移転に伴い、粗大ごみの発生量が 増加したことが挙げられる。

■ 廃棄物関係 ■		目標	実績	達成状況
発生量	基準年度 (2013 年度)	_	1,796 トン	_
	目標値(2019 年度)	1,422 トン	1,447トン	未達成
資源化率	基準年度 (2013 年度)	45. 2%	_	_
	目標値 (2019 年度)	57. 2%	45. 4%	未達成

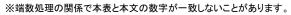
表 8 廃棄物発生量及び廃棄物資源化率の目標達成状況



図8 廃棄物発生量及び廃棄物資源化率の推移

表 9 2019 年度の廃棄物発生量の内訳

内訳	2019年度実績	構成
廃棄物発生量	1,447 トン	100%
紙類	828 トン	57%
その他可燃ごみ・生ごみ等	388 トン	27%
資源ごみ(空き缶、空きびん、ペット ボトル)	85 トン	6%
金属類(空き缶を除く)	66トン	5%
プラスチック類(ペットボトルを除く)	42 トン	3%
粗大ごみ	16 トン	1%
ガラス(空きビンを除く) ・陶磁器くず等の不燃ごみ	21 トン	1%



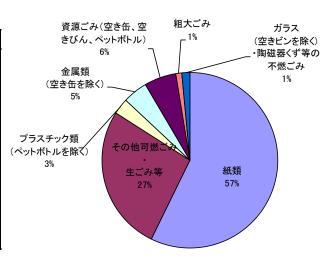


図 9 2019 年度の廃棄物発生量の内訳

計画期間 (2017~2019 年度) における廃棄物の各項目の資源化率の推移は、資源化が容易である資源ごみ (空き缶、空きビン、ペットボトル) が 85%以上となっている。粗大ごみ、ガラスくず等は資源化率が伸びており、資源化が着実に進んでいるものと考えられる。その他可燃ごみ・生ごみ等は資源化率が低いことから、さらなる分別徹底等により資源化率を向上させていく必要がある。

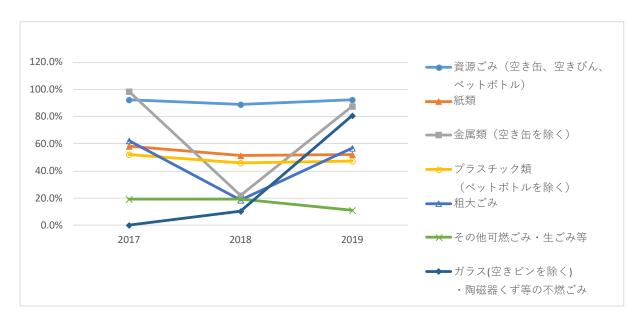


図 10 計画期間(2017~2019年度)における廃棄物の各項目の資源化率の推移

表 10 計画期間(2017~2019年度)における廃棄物の各項目の資源化率の推移

	内訳	2017	2018	2019
	資源ごみ(空き缶、空きびん、 ペットボトル)	92.4%	88. 7%	92. 4%
	紙類	58.3%	51.1%	52. 2%
廃棄	金属類(空き缶を除く)	98.3%	22. 2%	87. 3%
物資	プラスチック類 (ペットボトルを除く)	52. 1%	46. 1%	47. 1%
源化率	粗大ごみ	62. 4%	18. 7%	56. 5%
-	その他可燃ごみ・生ごみ等	18.9%	19. 1%	10. 7%
	ガラス(空きビンを除く) ・陶磁器くず等の不燃ごみ	0. 1%	10. 2%	80. 5%

【参考】

■ これまでの計画における二酸化炭素排出量と削減目標の実績

計画の名称(計画期間)	基準年度	削減目標	目標年度	削減実績
第 1 次温暖化対策実行計画	72, 744 トン	△7. 5%	68, 911 トン	△5.3%
(2000~2004)	(1998)		(2004 実績)	(目標未達成)
県庁エコオフィスプラン(2005~2009)	69, 918 トン	△8.0%	61,066 トン	△12.7%
(第2次長崎県温暖化対策実行計画)	(2003)		(2009 実績)	(目標達成)
第3次県庁エコオフィスプラン	56, 697 トン	△10.0%	49, 783 トン	△12.2%
(2011~2015)	(2009)		(2015 実績)	(目標達成)
第 4 次県庁エコオフィスプラン	68, 018 トン	△22. 4%	44,667 トン	△34.3%
(2017~2020)	(2013)		(2019 実績)	(目標達成)

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (関係部分抜粋)

(地方公共団体の青務)

- 第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等の ための施策を推進するものとする。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用 の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの 排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供そ の他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

- 第 19 条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 計画期間
 - ② 地方公共団体実行計画の目標
 - ③ 実施しようとする措置の内容
 - ④ その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項